

第 1 6 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日

上富良野町農業委員会

第16回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年10月10日(水) 午後1時30分から午後2時16分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員 なし

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第3号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主査	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

8 会議の概要

開会（午後1時30分）

（着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より、第16回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。

3番 白井一宏 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。

ただいまの出席委員は、13名であります。

定数に達しておりますので、これより第16回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 **日程第1 会議録署名委員の決定**は、会議規則第13条第2項により議長において、6番 井村悦丈君、7番 井村昭次君を指名いたします。

議長 **日程第2 報告第1号「農地法第5条の諮問の答申について」**の件を議題といたします。

報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 農地法第5条の諮問の答申を報告いたします。「報告第1号朗読」

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「ありません」の声あり

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 **日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」**の件を議題といたします。

報告第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった貸主 ○○○○、借主 推定相続人 ○○○○ について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議長 報告第2号について、発言はありますか。

「ありません」の声あり

議長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長 日程第4 諮問第1号 「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。上富良野町農用地利用集積円滑化団体から、下記のとおり利用権の設定(賃貸借権6件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。平成24年10月10日提出 上富良野町長 向山 富夫。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

これは、農用地利用集積円滑化団体に賃貸借を白紙委任された農地の利用集積を行うものです。人・農地プランの制度により、出し手には農地集積協力金が、受け手には規模拡大加算が、それぞれの条件により交付されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議長 諮問第1号 賃6番、賃7番、賃8番について、提案に関する補足説明を願います。

「7番 井村昭次 委員」

井村昭次委員 7番井村昭次です。諮問第1号の賃6番、賃7番、賃8番について、補足説明をいたします。

賃6番 出し手は〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんと平成20年3月から賃貸借をしています。〇〇さんの経営規模縮小のため、平成23年11月16日に合意解約した農地で、再処分で賃貸に出されました。

賃7番 出し手の〇〇〇〇さんは、経営規模縮小のため賃貸に出されました。

受け手が、賃6番、賃7番とも、受け手は農地が隣接している〇〇〇〇さんです。〇〇さんは、酪農経営をしていて草地の規模拡大のため賃貸を致します。

所在地は、〇〇道路の東側高台で〇〇さんの農地に隣接しているという事でございます。

賃貸借価格につきましては、賃6番、賃7番ともに10aあたり4千5百円です。

続きまして、賃8番 出し手の〇〇〇〇さんは、経営規模縮小のため賃貸に出しました。

受け手側、〇〇〇〇さんは、農業経営規模の拡大のため賃貸を致します。

所在地が、〇〇地区の西〇線北〇〇号にあります。賃貸借価格につきましては、10aあたり3千円です。 慎重審議の程、よろしく申し上げます。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

一色委員 賃8番の件ですけど、出し手の〇〇〇〇さんは、何年か前に確か新規就農した人ですよね。その人が、これだけの農地を出すという事は、もう農業を結構していない状態なるのではないのでしょうか。そうなった場合に、農業者として認め続けていいのかどうか、問題かと思ったんですけど。

局長 何とも答えようが難しい事なんですけども、何をもって農業者とするのか、〇〇さんについては、農業をお辞めになる為に農業者の取り扱いではなくなるんですけども、農地は所有している人で、農業をしていないから土地を貸している人、という事で、新規就農事業を使って農家を始めるという事で農地を斡旋するのですけれども、その後の条件の変化で、自分で農業が出来なくなって、その土地を売るか、貸すかで使う感じなのですけれども、周りも結構こういう形は増えてくるのかなと思います。いつまでが新規就農かと言われれば、その点は決まっているようで決まっていない、農地の取得までは色々条件が付いてくるのですけれども、取得してしまった後については、法人は別ですけれども、個人の場合は、それ程条件が付いていないようです。春に買って捲きつけて 夏ぐらいの時に事故か何かで農作業が出来なくなって、誰か近所の人に借りてもらおう場合などは、悪いことではない状態かと思えます。そして、農地を取得したのだけれども、最初から何もする気がなくて、誰かに貸してしまうとか、貸すためだけに農地を取得するとかであれば問題ですけれども、分かり易く1回でも農家をやれば、認められている、

というのが今の農地法としては問題にしようがないという事です。

青地委員 新規就農で支援されるとは、どういうことですか。

局長 普通は農地の取得については、こことは関係のない話ですが、町とかが支援するので、支援した所が3年だとか5年やらないと、お金返してくださいよ、という条件が有るのですけれども、それは受けられなくなるか、返すか、というのは付いてくるかと思うのですけれども、農地法を返せという事にはならないし、売った人に買えと言われても、これをまた買い戻せるか、という事も難しいことかと思いません。

会長 一色君も分かっている通り、〇〇のふち辺りに農地がある。元々、〇〇の地区で〇〇〇〇〇という喫茶店やっていて、たまたま色々な手続きがあつて、土地を求めたいという事であつて〇〇さんが求めたいというよりも、〇〇さんを介して有機農業で、いわゆる飼料を使わない野草や残飯などで育てた鶏の卵を使う。畑については、1年目は大豆を無農薬で作って、最後は〇〇かどちらかの親戚の人に収穫してもらって2年目続いていくのかと思つたら、2年目の時に指導してくれる側と、〇〇さんの間で、ちょっとトラブルが起きて、その指導方法と結局、自分が考えていた農業というのと、指導される方側に食い違いが多くなり、それでトラブルが起きて、裁判になり、土地を返せとか返さない、という話になりもめて、1年間まるっきり農地を使わないで荒れた状態になってしまい、その状態があまり良くないので、〇〇さんが何とかしてほしいな、と話はしていたんですけども、なかなか解決がつかなく、それで一昨年秋、暮に〇〇さんに何とか作ってくれないかではなくて、最初の話は、荒れている農地にロータリーをかけた管理してほしい、という話になり〇〇さんも、ただでは出来ないというという事で伝えた所、そうであれば、いっその事、賃貸で借りた方がという話になり、内々のうちに借りてもいいという話になっていた訳です。当然、あの土地は〇〇にあるのもし一般的に賃貸をする場合については3条でやるのですけれども、そうでなければ、〇〇の人が犠牲になってしまうから、という話も聞いていたので、今回たまたま2万円規模拡大あたるという事で、それでしたら〇〇さんが作ってくれることなら、あとはお願いした方がいいのでは、〇〇の改善組合の人も借りる人はいない、という形で進めてもらって、そして〇〇さんに借りてもらふ、という事です。現実には、〇〇さんの住宅の下の草むらのところ2~3反は、それくらいの所は自分で管理するという事で、今年始めたけれども、実際カルチャーショックを受けたのか、何も管理していない。自分では農家は出来ない、というのが現実だと思うけれども、先程もお話あつたように本当にそれで農業者として成り立つかといえ、今の状況ではもう農業者では成り立たないですが、それをどう我々から農業者ではないと制約までは出来ない、というの歯がゆいですよね。何とか土地を借りてくれる人がいて、管理してくれればやむを得ないのかなという状況です。

局長 〇〇さんですが、親戚の方が〇〇の農協の関係者の方で、その方がそばを作っているときは、その人が〇〇から来て管理していたが、その方が農家をやめることになったので、そこに〇〇さんの所に話が行つたという経過です。

会長 農地を荒らさないようにしてもらふことが、一番だと思います。

議長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、賃6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よつて、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃7番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。
「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃8番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。
「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃9番、賃10番、賃11番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 富田委員」

富田委員 11番、富田です。賃9番、賃10番、賃11番について、補足説明いたします。〇〇地区農用地利用改善事業実施組合で3件の幹旋が成立いたしました。

賃9番 出し手の〇〇〇〇さんは、隣接する農地を〇〇〇〇さんに貸しておりました。今回、隣接する農地を経営規模縮小のため賃貸に出したという事でございます。受け手の〇〇〇〇さんは、経営規模の拡大のために賃借りするという事でございます。所在地は、〇〇地区西〇線北〇〇号の道路沿いにあります。賃貸借価格は、10aあたり6千円です。

賃10番 出し手は〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんと平成19年3月から賃貸借をしておりました。また、賃11番 出し手は〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんと平成18年3月から賃貸借をしていました。2件共に、〇〇さんの経営規模縮小によりまして平成23年12月1日に合意解約した農地でございます。それで再処分で賃貸に出されたものでございます。

受け手 賃10番、賃11番共に農地が隣接しております、〇〇〇〇〇〇〇さんが規模拡大のため賃借りするという事でございます。

所在地は、北〇〇号と北〇〇号の間で西〇線道路に接している田畑でございます。賃貸借価格は、10aあたり、田は3千円から4千円、畑は3千5百円と4千円です。

慎重審議、宜しく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。
『ありません』の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、賃9番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃10番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。
「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃11番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。
「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事 務 局 議案第1号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人〇〇〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇について審議を求めます。平成24年10月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読いたします。

議 長 議案第1号について、提案に関する補足説明をお願いします。11番 富田 委員。

富田委員 11番 富田です。議案第1号について、補足説明をいたします。

農地の経過でございますが、〇〇〇〇〇〇さんが、馬鈴薯等を作付しておりました。所在地は、西〇線の〇〇号川の南側沿いに所在しております。

受け手〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇を退社して〇〇〇〇の栽培を行い、製品は〇〇〇〇〇〇〇に販売するという事でございます。新規就農ですが、上富良野の〇〇〇〇〇〇で仕事を永年しているので、〇〇〇〇〇〇の栽培経験は十分にあるという事でございます。慎重審議、よろしく申し上げます。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。

これより、議案第1号の質疑に入ります。発言はありますか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第2号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

議案第3号を、事務局が説明をいたします。 「事務局」

事 務 局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇ほか1件について審議を求めます。

平成24年10月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

1番、2番ともに小集団の生産性の低い第2種農地です。

1番は、道々吹上上富良野線と譲受人の山林に隣接する狭隘な農地です。

2番は、ホップ収穫に伴う農業用施設を建設するものであり問題はないと考えます。

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。以下、内容を朗読いたします。

「議案第3号朗読」

議 長 議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。 5番 館尾委員。

館尾委員 5番 館尾です。議案第2号1番について、補足説明をいたします。

〇〇さんの山林が隣接しているという事で、面積が小さく半島状になっている不整形な土地のため植林をするものです。所在地になりますけれども道々〇〇線の十勝岳に向かって左手の道路沿い〇〇〇さんの農地になります。その中に、隣接している〇〇さんの農地の周辺に、〇〇さんの山林もあり、〇〇さんが農地として利用する計画というふうに聞いています。

隣接する農地とは、池・宅地で分断されておりまして大きな問題はないものと考えております。

慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。発言はありますか。

「なしの声」あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第2号1番を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号2番について、提案に関する補足説明をお願いします。

1 1番 富田 委員。

富田委員 1 1番 富田です。議案第2号2番について、補足説明をいたします。

転用目的は、新規就農する〇〇さんが、〇〇〇の乾燥のため、〇〇さんの土地を借りて施設を建設するという事でございます。周囲への影響については、申請地は、〇〇さんの所有する農地と町道と河川に3方を囲まれ、分断された農地です。収穫、乾燥等農業用施設の建設のため、周囲への影響は認められないと考えおります。慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。発言はありますか。

議 長 〇〇〇に関しての施設を建てるという事なので、元々〇〇〇〇に努めていたという事なので〇〇〇作りには、特に問題はない、というような理解をしています。

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第2号2番を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 1 1 議案第 3 号「土地の現況証明下付について」の件を議題といたします。

事務局が、議案第 3 号をご説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第 3 号について、北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、申請のあった〇〇〇〇〇〇について、証明書を下付したく審議を求めます。

平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実

以下、内容を朗読いたします。 「議案第 4 号朗読」

議 長 議案第 3 号について、調査を行った担当委員から提案に関する補足説明を願います。3 番 白井委員
白井委員 3 番白井です。議案第 3 号について、補足説明いたします。

9 月 2 5 日に一色委員、館尾委員と 3 名で現地調査を行いました。場所的に、〇〇〇〇道路、〇〇〇〇〇に向かっ左側、昔の事ですから 3 0 年ぐらいたつのではないかと思います、木も結構大きな 傾斜地で面積も少なく機械による耕作には危険を伴う地形です。 十数年前から樹木が茂り、周囲の山林と一体化して、復元して耕作には困難な土地と判断できました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

局 長 内容ではありませんが、現況証明の時に行かれている委員方々は状況をよく分かるかと思いますが、調査に行っていない 1 0 名の委員の方については、状況が全然分からないかと思いますが、次回からなのですけれども もしこういう現況証明がありましたら、現場の写真を撮って添付したいと思います。

議 長 現況がわからないと、判断もできませんのでそのようにしていただきたいと思います。

富田委員 場所は、水汲み場の付近ですか。

白井委員 もう少し先の〇〇〇〇〇〇に抜ける道路の近くです。昔はよく、こんなところに作っていたなというところ

局 長 申請地の横の道路は、よく通る道路ですので見ていましたが、状況が分からなかったもので、地図を頼りに見に行ったのですが、かすかな面影はあるようなないような状態でした。あるとすれば、オンコの木が数本生えていたので違うかなというところで、周囲は大きな落葉の木が生えているという状態でした。

議 長 これは、もともとは田圃だよな。

一色委員 田圃と認めていないと思いますが。

白井委員 現地は、周囲と区別がつかない状態でした。畑でもどうかというところでした。

会 長 3 名の委員が、現状を見てこれは農地ではないと判断したところですから、問題はないと思います。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第 3 号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第16回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 2時16分

上記第16回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年10月10日

上富良野町農業委員長 中瀬 実 ㊟

上富良野町農業委員 井村 悦丈 ㊟

上富良野町農業委員 井村 昭次 ㊟